

令和5年4月7日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う今後の対応について（令和5年3月24日時点）

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県における「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されたことを踏まえ、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、令和5年4月1日以降の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では引き続き感染防止に努めてまいりますので、今後の教育活動及びご家庭における感染対策について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあります。

記

1 変更する日 令和5年4月1日（土）から

2 学校教育活動の継続等

(1) 感染症対策の徹底

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、学校や地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施した上で、教育活動を続けます。

(2) マスク着用の取扱い

〔基本的な考え方〕

①児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

②引き続き、マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨します。

・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合

※スクールバスを利用する際の留意点

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行います
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる場合は乗車を控えてください
- ・座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行うことがあります
- ・手洗いや咳エチケット等を徹底します

・校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

③マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導します。

④学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」（部活動において、

同様の活動を実施する場合も含む)の実施に当たっては、活動場面に応じて、一定の感染症対策(十分な換気の実施や大声での会話は控える等)を行います。

⑤新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこともあります。(但し、マスクの着用を強いることがないようにします。)

⑥咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

(3) 部活動における感染症対策

ア 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、学校や地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等、基本的な感染対策を実施した上で、部活動(練習試合、合宿等を含む)を行います。

・活動日及び時間は、平日(4日)で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする(いきいき運動部活動(4訂版)等)。

イ マスク着用の取扱い

上記「マスク着用の取扱い」に準じます。

ウ 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向を確認し、感染防止対策を行った上で実施します。

エ 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。

オ 体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底します。

カ 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインも踏まえて実施します。

3 ご家庭へのお願い

(1) ご家庭でも感染症対策(手指消毒、効果的な換気、リスクの高い行動の回避等)を継続していただきますようお願いいたします。

(2) お子様に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を見合わせるようお願いいたします。(出席停止)

(3) 今後、感染経路不明の感染者が学校において増加した場合は、学校長の判断により、同居のご家族に未診断の発熱等の症状がみられる児童生徒の登校を見合わせるようお願いすることがあります。(出席停止)

(4) お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。

(5) 学習塾など習い事への行き帰りや参加については、事業者が実施している感染対策を遵守させてください。

(6) コンビニでの飲食、会話などは避けるようにさせてください。